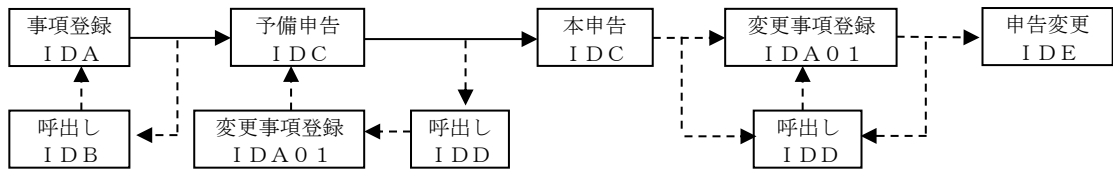


## 第2節 予備審査制による申告及び申請手続

輸入申告（申告納税）（B P承認申請を含む。）、輸入（引取）申告、輸入（引取・特例）申告、特例委託輸入（引取）申告、特例委託輸入（引取・特例）申告、蔵入承認申請、移入承認申請及び総保入承認申請（以下この節において「輸入申告等」という。）について、予備申告をシステムを使用して行う場合は、この節の定めるところによる。

### 【予備申告の流れ】



### 1 予備申告事項の登録

#### (1) 予備申告事項の登録

通関業者等は、後記3（予備申告）の前に、予備申告事項を前節1（1）（輸入申告等事項の登録）に準じてシステムに登録する。

ただし、予備申告事項をシステムに登録するにあたって、他の通関業者等を「申告等予定者」に指定した場合は、当該申告等予定者である通関業者等が後記3（予備申告）により、予備申告をシステムに登録する。

なお、登録済申告可能者であれば、後記2（予備申告事項の訂正）による訂正、又は後記3（予備申告）による予備申告のシステムへの登録を実施することができる。

登録した予備申告事項については、後記2（予備申告事項の訂正）により、予備申告（「輸入申告」業務（業務コード：IDC））を実施するまでの間、訂正することができる。

#### (2) 出力情報

前記(1)（予備申告事項の登録）により、予備申告事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力条件
輸入申告等入力控情報	「申告等種別*」欄に次のいずれかのコードを入力した場合。 「C」（輸入申告（申告納税）） 「J」（輸入（引取・特例）申告） 「P」（特例委託輸入（引取・特例）申告） 「S」（蔵入承認申請） 「M」（移入承認申請） 「A」（総保入承認申請）
輸入（引取）申告入力 特控情報	「申告等種別*」欄に「H」（輸入（引取）申告）又は「N」（特例委託輸入（引取）申告）を入力した場合。

（注）出力情報コードについては、前節別紙3（入力控情報）を参照すること。

## 2 予備申告事項の訂正

前記1(1)(予備申告事項の登録)により予備申告事項を登録した通関業者等が、システムに登録した予備申告事項を後記3(1)(予備申告)までに訂正する場合は、前節2(1)(輸入申告等事項の訂正)に準じて訂正する。

## 3 予備申告

### (1) 予備申告

輸入申告等予定年月日における外国為替相場が公示され、かつ、予備申告に係る貨物の船荷証券が発行された日以降に、前記1(1)(予備申告事項の登録)により予備申告事項を登録した通関業者等は、当該登録(前記2(予備申告事項の訂正)により訂正した場合は、当該訂正)による応答画面の出力内容又は前記1(2)(出力情報)で配信された情報(出力情報コードについては前節別紙3(入力控情報)参照)の内容を利用して申告の内容を審査の上、次により予備申告をシステムに登録する。

また、登録済申告可能者においても予備申告をシステムに登録することができる。

ただし、特例委託輸入(引取)申告及び特例委託輸入(引取・特例)申告については申告者が認定通関業者である必要がある。

予備申告の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第20節(通関士審査結果の登録)により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「輸入申告」業務(業務コード:IDC)を利用する方法

「輸入申告」業務(業務コード:IDC)を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内 容										
申告等番号 (「申告等番号*」欄)	事項登録時に払い出された申告等番号を必須入力する										
申告条件コード (「申告条件」欄)	次の区分に応じたコードを入力する。(注1)(注2)(注3) <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>コード</th></tr></thead><tbody><tr><td>予備申告(本申告手動起動)</td><td>T</td></tr><tr><td>予備申告(貨物搬入時自動起動)</td><td>Z</td></tr><tr><td>予備申告(貨物到着時自動起動)</td><td>U</td></tr><tr><td>予備申告(貨物到着前自動起動)</td><td>J</td></tr></tbody></table>	区 分	コード	予備申告(本申告手動起動)	T	予備申告(貨物搬入時自動起動)	Z	予備申告(貨物到着時自動起動)	U	予備申告(貨物到着前自動起動)	J
区 分	コード										
予備申告(本申告手動起動)	T										
予備申告(貨物搬入時自動起動)	Z										
予備申告(貨物到着時自動起動)	U										
予備申告(貨物到着前自動起動)	J										

(注1) 郵便物の場合は、「T」(予備申告(本申告手動起動))に限り入力することができる。

(注2) 「T」(予備申告(本申告手動起動))以外の申告条件コードについては、他法令に係る許可若しくは承認等を取得している場合又はシステムを使用して食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法、狂犬病予防法及び感染症法に係る許可若しくは承認等を証明する場合に限り使用することができる。

(注3) それぞれのコードにより予備申告を実施した場合の、輸入申告等(本申告)の起動については後記6(1)(輸入申告等(本申告)の登録)参照。

ロ 「輸入申告事項登録」業務（業務コード：IDA）の応答画面を利用する方法

前記1(1)（予備申告事項の登録）（前記2（予備申告事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）により予備申告事項をシステムに登録した場合は、前記1(2)（出力情報）で配信された情報（出力情報コードについては、前節別紙3（入力控情報）参照）が応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、必要な申告条件コードを入力し送信する。

なお、申告条件コードの入力については、前記(1)イ（「輸入申告」業務（業務コード：IDC）を利用する方法）に準ずる。

## (2) 予備申告の受理及び通知

前記(1)（予備申告）により予備申告が受理された場合は、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付与されてそれぞれ配信される。

審査検査識別区分コードの詳細については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第4章（照会関係手続）付表3-4-1（IID「輸入申告等照会情報」出力事項）参照。

審査区分	審査区分コード
簡易審査扱い	1
簡易審査扱い（保留中）	*1
書類審査扱い	2
検査扱い	3

（出力情報）

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入申告控情報	前節別紙5（申告（変更）控情報）参照	「申告等種別*」欄に「C」（輸入申告（申告納税））を入力し、「BP申請事由」欄を入力しなかった場合。	通関業者等
輸入許可前貨物引取承認申請控情報		「申告等種別*」欄に「C」（輸入申告（申告納税））を入力し、「BP申請事由」欄を入力した場合。	
蔵入承認申請控情報		「申告等種別*」欄に「S」（蔵入承認申請）を入力した場合。	
移入承認申請控情報		「申告等種別*」欄に「M」（移入承認申請）を入力した場合。	
総保入承認申請控情報		「申告等種別*」欄に「A」（総保入承認申請）を入力した場合。	
輸入（引取）申告控情報		「申告等種別*」欄に「H」（輸入（引取）申告）、「N」（特例委託輸入（引取）申告）、「J」（輸入（引取・特例）申告）又は「P」（特例委託輸入（引取・特例）申告）を入力した場合。	

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
到着即時申告予定 コンテナ情報	S A S 0 1 0 1	「申告条件」欄に「U」（予備申告（貨物到着時自動起動））を入力した場合において、既に「積荷目録情報登録」業務（業務コード：MFR）が行われていた場合。	コンテナオペレーション会社

### (3) 予備申告に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出

前記(2)（予備申告の受理及び通知）により、予備申告が受理され、審査区分として「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）が付与された場合は、次により運送先一覧表及び関係書類等を提出する。

#### イ 提出書類

運送先一覧表については原則として後記ハ（電子ファイルによる提出）により提出する。

関係書類等については、関税法及びその他の関税等に関する法令の規定により、輸入申告等に際して税関に提出すべきものとされている当該輸入申告等に係る関係書類等に輸入申告番号等を付記し提出する。

ただし、関税法第70条（証明又は確認）に規定する他法令の許可、承認等又は税関長が予備申告の際に提出の必要がないと認めた書類については、後記6（輸入申告等（本申告））までに提出する。

#### ロ 提出先

予備申告を行った税関官署（通関担当部門）

#### ハ 電子ファイルによる提出

前記イ（提出書類）に定める運送先一覧表及び関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により行う。

なお、自由化申告においては、下記の場合を除き、電子ファイルにより提出する必要があるので留意すること。

- ① 運送先一覧表及び関係書類の電子データのファイル数及び容量の合計がシステムを使用して電子的に提出可能なファイル数及び容量制限を超過している場合。
- ② 税関による申告の審査のために特定の関係書類の原本を税関に提出する場合（「区分」欄の4桁目に「T」、「G」又は「M」が出力された場合。）。
- ③ 電気通信回線の故障、天災又はシステムの稼働停止等があった場合。

### (4) 検査の指定

前記(2)（予備申告の受理及び通知）により予備申告が受理され、審査区分として「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）が付与された予備申告貨物について、税関により検査指定又は検査取止めがシステムに登録された場合は、前節3(4)（検査貨物の運搬等）の出力情報がそれぞれ配信される。（ただし、通関蔵置場に対しては、後記6（輸入申告等（本申告））の輸入申告等（本申告）を行ったときに配信される。）

#### (5) 予備申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し

前記(1) (予備申告) により予備申告が受理された後に、検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は前節 3 (5) (輸入申告等後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し) による。

#### 4 予備申告変更事項の登録

前記 3 (1) (予備申告) により予備申告を登録した通関業者等が、当該予備申告後、後記 6 (輸入申告等 (本申告)) までに、予備申告内容に誤りがあることから、予備申告内容を変更する場合は、あらかじめ予備申告を行った税関 (通関担当部門) の了承を得た上で、前節 4 (1) (輸入申告等事項の変更) に準じ、予備申告に係る変更事項を登録する。

なお、登録した変更事項については、「輸入申告」業務 (業務コード: IDC) を実施するまでの間、前節 4 (1) (輸入申告等変更事項の登録) に準じ、訂正することができる。

また、予備申告変更事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に次の情報が配信される。

出力情報	出力条件
輸入申告等入力控情報	「申告等種別*」欄に次のいずれかのコードを入力した場合。 「C」 (輸入申告 (申告納税)) 「J」 (輸入 (引取・特例) 申告) 「P」 (特例委託輸入 (引取・特例) 申告) 「S」 (蔵入承認申請) 「M」 (移入承認申請) 「A」 (総保入承認申請)
輸入 (引取) 申告入力控情報	「申告等種別*」欄に「H」 (輸入 (引取) 申告) 又は「N」 (特例委託輸入 (引取) 申告) を入力した場合。

(注) 出力情報コードについては、前節別紙 3 (入力控情報) を参照すること。

#### 5 予備申告変更

##### (1) 予備申告変更

前記 4 (予備申告変更事項の登録) により予備申告変更事項を登録した通関業者等は、当該変更事項登録の応答画面の出力内容又は前記 4 (予備申告事項の変更) で配信された出力情報を利用して申告変更の内容を審査の上、次により予備申告を変更する。

ただし、特例委託輸入 (引取) 申告及び特例委託輸入 (引取・特例) 申告については申告者が認定通関業者である必要がある。

予備申告変更の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連 (共通編) -共通手続-第 2 章第 20 節 (通関士審査結果の登録) により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「輸入申告」業務 (業務コード: IDC) を利用する方法

「輸入申告」業務 (業務コード: IDC) を利用して、次の事項を入力し送信する。

項目名 (入力画面)	内容
申告等番号 (「申告等番号*」欄)	申告等番号を必須入力する。

項目名 (入力画面)	内 容	
申告条件コード (「申告条件」欄)	次の区分に応じたコードを前記3(1)イ(「輸入申告」業務(業務コード: IDC)を利用する方法)に準じて入力する。	
	区 分	コード
	予備申告(本申告手動起動)	T
	予備申告(貨物搬入時自動起動)	Z
	予備申告(貨物到着時自動起動)	U
	予備申告(貨物到着前自動起動)	J

- ロ 「輸入申告変更事項登録」業務(業務コード: IDA01)の応答画面を利用する方法  
前記4(予備申告変更事項の登録)により予備申告変更事項をシステムに登録した場合は、前記4(予備申告事項の変更)で配信された情報が応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、「申告条件」欄に申告条件コードを前記3(1)イ(「輸入申告」業務(業務コード: IDC)を利用する方法)に準じて入力し送信する。

## (2) 予備申告変更の受理及び通知

前記(1)(予備申告変更)により、予備申告変更が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入申告変更控	前節別紙5(申告(変更)控情報)参照	「申告等種別*」欄に「C」(輸入申告(申告納税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力しなかった場合。	通関業者等 検査立会者(注)
輸入許可前貨物引取承認申請変更控		「申告等種別*」欄に「C」(輸入申告(申告納税))を入力し、「BP申請事由」欄を入力した場合。	
蔵入承認申請変更控		「申告等種別*」欄に「S」(蔵入承認申請)を入力した場合。	
移入承認申請変更控		「申告等種別*」欄に「M」(移入承認申請)を入力した場合。	
総保入承認申請変更控		「申告等種別*」欄に「A」(総保入承認申請)を入力した場合。	
輸入(引取)申告変更控		「申告等種別*」欄に「H」(輸入(引取)申告)、「N」(特例委託輸入(引取)申告)、「J」(輸入(引取・特例)申告)又は「P」(特例委託輸入(引取・特例)申告)を入力した場合。	
検査取消票	SAD6300	検査指定されている場合であって、	

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
		検査を実施する官署が変更となる場合。	

(注) システムに登録されている場合にのみ配信される。

### (3) 予備申告変更に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出

前記(2) (予備申告変更の受理及び通知) により、予備申告変更が受理され、かつ、審査区分として「2」(書類審査扱い) 又は「3」(検査扱い) が付与された場合は、予備申告内容の訂正に係る運送先一覧表(電子ファイルにより提出できない場合に限る。) 及び関係書類等に変更後の輸入申告番号等を付記し、速やかに予備申告を行った税関官署(通関担当部門) に提出する。

ただし、運送先一覧表及び関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、前記3(3)ハ(電子ファイルによる提出) に準じて行う。

## 6 輸入申告等(本申告)

### (1) 輸入申告等(本申告) の登録

通関業者等は、予備申告時に入力した申告条件コードに応じて、次により輸入申告等(本申告) を行う。

ただし、特例委託輸入(引取) 申告及び特例委託輸入(引取・特例) 申告については申告者が認定通関業者である必要がある。

輸入申告等(本申告) の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第20節(通関士審査結果の登録) により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「申告条件」欄に「T」(予備申告(本申告手動起動)) を入力した場合

予備申告貨物が保税蔵置場に搬入されたこと又は他法令に係る許可若しくは承認等を取得したことを確認の上、「輸入申告」業務(業務コード: IDC) を利用して、次の事項を入力し送信する。

なお、輸入申告等(本申告) を輸入申告等先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出が行われている必要がある。当該届出については、税関手続関連(共通編)-共通手続-第2章第1節(時間外執務要請届) を参照すること(以下この節において同じ)。

項目名 (入力画面)	内 容
申告等番号 (「申告等番号*」欄)	予備申告時の申告等番号を必須入力する。

項目名 (入力画面)	内 容						
申告条件コード (「申告条件」欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <p>なお、申告条件コード「K」(開庁時申告)の入力については、前節3(1)イ(「輸入申告」業務(業務コード: IDC)を利用する方法)に準ずる。</p> <table border="1" data-bbox="611 443 1054 591"> <thead> <tr> <th data-bbox="611 443 916 495">区 分</th> <th data-bbox="916 443 1054 495">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="611 495 916 546">予備申告後の本申告</td> <td data-bbox="916 495 1054 546">H</td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 546 916 591">開庁時申告</td> <td data-bbox="916 546 1054 591">K</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	予備申告後の本申告	H	開庁時申告	K
区 分	コード						
予備申告後の本申告	H						
開庁時申告	K						

ロ 「申告条件」欄に「Z」(予備申告(貨物搬入時自動起動))を入力した場合

予備申告貨物が通関予定蔵置場(分散蔵置の場合は蔵置官署の同一税関が管轄する保税地域)において「船卸確認登録(個別)」業務(業務コード: PKK)等が実施された時に、輸入申告等(本申告)がシステムにより自動起動する。ただし、次の場合は、「船卸確認登録(個別)」業務(業務コード: PKK)等が実施された時には起動しないことから留意すること。

(イ) 開庁時間外における処理

予備申告貨物に係る「船卸確認登録(個別)」業務(業務コード: PKK)等が輸入申告等先官署の開庁時間外に実施された場合において、当該時間帯に係る時間外執務要請届の提出が行われていない場合は、輸入申告等(本申告)が自動起動せず、システムにより自動的に開庁時申告(前節3(1)イ(イ)(開庁時申告)参照)へ切り替えられる。

この場合において、システムによる自動起動を待たずに輸入申告等(本申告)を行うときは、輸入申告等先官署に対し時間外執務要請届の提出を行った後、前記イ(「申告条件」欄に「T」(予備申告(本申告手動起動))を入力した場合)に準じて、「申告条件」欄に「H」(予備申告後の本申告)を入力し送信することにより輸入申告等(本申告)を行う。

(ロ) 事故貨物

「船卸確認登録(個別)」業務(業務コード: PKK)等において「通知識別」欄に「Z」(税関へ通知を要する場合)が入力された場合は、輸入申告等(本申告)が自動起動しないことから、税関官署(保税担当部門)による事故確認を受けた後、前記イ(予備申告(本申告手動起動))により予備申告を行った場合に準じて、「申告条件」欄に「H」(予備申告後の本申告)を入力し送信することにより輸入申告等(本申告)を行う。

(ハ) 輸入申告変更事項登録(業務コード: IDA01)による変更

輸入申告等(本申告)がシステムにより自動起動する前に、前記4(予備申告事項の変更)により輸入申告等事項を変更した場合は、輸入申告等(本申告)が自動起動しないことから、改めて予備申告(貨物搬入時自動起動)を行う。

(ニ) 分散蔵置における一部貨物のみの搬入

分散蔵置において、申告貨物の通関予定蔵置場への搬入時に次の条件を満たさない場合は、システムにより自動起動するもののエラーとなる。この場合においては、同一申告の別貨物(未搬入分)が他の保税地域に搬入された時に改めてシステムにより自動起動し、次の条件を全て満たしたときは正常に処理される。

A 申告貨物の全量が蔵置官署と同一の税関に属する税関官署が管轄する蔵置場に搬入され

ていること。

B 通関予定蔵置場(「蔵置場所\*」欄に入力した保税地域)に一部でも蔵置されていること。

(注) 通関予定蔵置場以外の保税地域であっても、蔵置官署と同一の税関に属する税関官署が管轄する保税地域であれば輸入申告等が起動することとなることから留意すること。

ハ 「申告条件」欄に「U」(予備申告(貨物到着時自動起動))を入力した場合

予備申告貨物を積載した船舶について「到着確認登録」業務(業務コード:P I D)が実施された時に、輸入申告等(本申告)がシステムにより自動起動する。

なお、予備申告が受理された時に、審査区分として「2」(書類審査扱い)又は「3」(検査扱い)が付与された場合は、申告条件コードがシステムにより自動的に「Z」(予備申告(貨物搬入時自動起動))に切り替えられる。この場合においても、「到着確認登録」業務(業務コード:P I D)が実施される前に、税関により審査終了の旨がシステムに登録されると「U」(予備申告(貨物到着時自動起動))に切り替えられる。

また、「到着確認登録」業務(業務コード:P I D)が実施された後でも、搬入前に税関による審査終了が行われた場合(この場合においては、審査終了登録時に「予備申告(U)審査終了情報」(出力情報コード:S A D 4 3 3 1)が配信される。)は、「申告条件」欄に「H」(予備申告後の本申告)を入力し送信することにより、輸入申告等(本申告)を行うことができる。

なお、「到着確認登録」業務(業務コード:P I D)が実施されなかった場合は、「船卸確認登録(個別)」業務(業務コード:P K K)又は「船卸確認登録(一括)」業務(業務コード:P K I)が実施された時にシステムにより自動起動する。

ただし、次の場合は輸入申告等(本申告)が自動起動しないことから留意すること。

(イ) 開庁時間外における処理

「到着確認登録」業務(業務コード:P I D)が税関官署の開庁時間外に実施された場合は、前記ロ(イ)(開庁時間外における処理)に準ずる。

(ロ) 輸入申告等(本申告)の情報と積荷目録情報との間に不一致事項がある場合の処理

輸入申告等(本申告)の情報と積荷目録情報との間に不一致事項がある場合は輸入申告等(本申告)が自動起動しない。この場合において輸入申告等(本申告)するときは、次による。

A 積荷目録の内容に誤りがある場合

積荷目録の内容が訂正された後に、「申告条件」欄に「H」(予備申告後の本申告)を入力し、送信する。

B 輸入申告等(本申告)の内容に誤りがある場合

「船卸確認登録(個別)」業務(業務コード:P K K)等が実施された後に、前記4(予備申告事項の変更)により輸入申告等(本申告)の内容を訂正し、「申告条件」欄に「H」(予備申告後の本申告)を入力し、送信する。

(ハ) 予備申告の訂正

輸入申告等(本申告)がシステムにより自動起動する前に、前記4(予備申告事項の変更)により輸入申告等事項を訂正した場合は、輸入申告等(本申告)が自動起動しないことから、改めて予備申告(貨物到着時自動起動)を行う。

ニ 「申告条件」欄に「J」(予備申告(貨物到着前自動起動))を入力した場合

予備申告貨物に係る積荷目録情報について「積荷目録提出」業務（業務コード：DMF）が実施された時に、輸入申告等（本申告）がシステムにより自動起動する。

なお、船卸港到着の前に他港で仮陸揚される場合においては、他港における「積荷目録提出」業務（業務コード：DMF）ではなく、船卸港における「積荷目録提出」業務（業務コード：DMF）が実施された時に輸入申告等（本申告）がシステムにより自動起動する。

なお、「積荷目録提出」業務（業務コード：DMF）が実施されなかった場合は、「システム外搬入確認（輸入貨物）」業務（業務コード：BIB）、「システム外CY搬入確認（コンテナ単位）」業務（業務コード：CYB）、「システム外CY搬入確認（B/L単位）」業務（業務コード：CYD）又は「システム外CY搬入確認（一括搬入）」業務（業務コード：CYE）が実施された時に輸入申告等（本申告）がシステムにより自動起動する。

ただし、次の場合は輸入申告等（本申告）が自動起動しないことから留意すること。

(イ) 開庁時間外における処理

「積荷目録提出」業務（業務コード：DMF）が、税関官署の開庁時間外に実施された場合は、前記ロ(イ)（開庁時間外における処理）に準ずる。

(ロ) 輸入申告等（本申告）の情報と積荷目録情報との間に不一致事項がある場合の処理

輸入申告等（本申告）の情報と積荷目録情報との間に不一致事項がある場合は前記ハ(ロ)（輸入申告等（本申告）の情報と積荷目録情報との間に不一致事項がある場合の処理）に準ずる。

(ハ) 予備申告の訂正

輸入申告等（本申告）がシステムにより自動起動する前に、前記4（予備申告事項の変更）により輸入申告等事項を訂正した場合は、輸入申告等（本申告）が自動起動しないことから、改めて予備申告（貨物到着前自動起動）を行う。

## (2) 輸入申告等（本申告）の受理及び通知

前記(1)（輸入申告等（本申告）の登録）により、輸入申告等（本申告）が受理された場合は、前節3(2)（輸入申告等の受理及び通知）の情報がそれぞれ配信され、また前節3(4)（検査貨物の運搬等）の情報が通関蔵置場に配信される。

### ◎ 留意事項

次のいずれかに該当する場合は、注意喚起メッセージが出力される。

イ システムを使用して他法令に係る許可又は承認等を証明する場合で、他法令に係る許可又は承認等が行われていないとき。

ロ 担保額が登録済みの場合で、担保登録番号が登録されていないとき又は担保残高が不足しているとき。なお、注意喚起メッセージが出力された場合においても、輸入申告等（本申告）は受理され、「輸入申告等控情報」（出力情報コードについては、前節別紙5（申告（変更）控情報）参照）が配信されるが、改めて前節5（輸入申告等変更）により、輸入申告等の変更を行った場合は、輸入申告を行った税関官署（通関担当部門）の審査終了を要する。

## (3) 輸入申告等（本申告）に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出

運送先一覧表（電子ファイルにより提出できない場合に限る。）及び関係書類等に輸入申告番号等を付記し、前節3(3)（輸入申告等に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出）に準じて、

輸入申告（本申告）を行った税関官署（通関担当部門）に提出する。

また、前記 3 (3)（予備申告に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出）により、予備申告の際に提出しなかった関係書類も併せて提出する。

なお、予備申告に係る運送先一覧表及び関係書類等の提出後、輸入申告等（本申告）までの間に申告内容に変更がなく、その旨を輸入申告等（本申告）を行った税関官署（通関担当部門）へ申し出た場合は、運送先一覧表及び関係書類等の提出を要しない。（税関手続関連（共通編）－共通手続-第 2 章第 16 節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により運送先一覧表及び関係書類の提出を行っていた場合も同様。（※））

※ 予備申告審査終了後に申告内容に変更がなく、本申告を行っていた場合は、「申告添付訂正」業務（業務コード：MSY01）で関係書類の訂正（追加及び削除）が行えないので留意すること。

#### **(4) 検査貨物の運搬等**

輸入申告等（本申告）を行い、審査区分として「3」（検査扱い）が付与された場合の運搬等の取扱いについては、前節 3 (4)（検査貨物の運搬等）に準ずる。